

令和3年6月8日（火）午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年7月9日（金）午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方お願いします。

事務局 佐々木（付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。なお、元々は農振農用地でしたが、今年農振除外の手続きが完了しています。雨水は雨水排水管及び排水柵を新設し、既設の雨水排水管につなぎこみ、既存の水路に放流される計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック5段が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は敷地拡張での露天資材置場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。砂利や廃材の一時置場、車両置場として使用される計画です。雨水は自然流下で道路側溝に放流する計画です。被害防除措置としては土嚢が設置されます。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 棚町委員 今日見たら既に資材置場として使っているみたいですが、どうなっているんですか。

事務局 辻 県と現地確認した時には畑として耕作されていましたが、何か資材が置かれてしまっていたのでしょうか。

6番 棚町委員 砂利や重機など色々置いてありましたよ。畑の状態ではありませんでした。

事務局 辻 それは既存の資材置場の部分のことではないでしょうか。この地番は過去に資材置場として転用申請がなされ、許可されております。今回は北側の農地を資材置場として敷地拡張により転用したいとの申請になっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。なお、議案第2号1番とも関連しておりますので、合わせて審議をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明＞

＜事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は駐車場及び進入路の一部になります。

申請地は、宅地や山林に囲まれており、第1種及び第3種農地の要件に該当しないため、第2種農地判断となります。雨水は自然流下です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。隣接の宅地部分は姉が住んでおり、申請人の宅地部分は姉の敷地を通って入る形になっており、駐車場のスペースもなく、他の場所を借りていたそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 今村委員 所有者の相続財産管理人の弁護士は土地の売買代金を税金滞納分にあてるという話を聞いております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 平成26年に露天駐車場及び倉庫の目的で転用申請され、許可されていた土地になりますが、何もされないままでした。完了報告でこれ以上できないと県に提出されたため、できないのであれば農地に戻すよう話に行ったところ、配置や規模を変更して転用すると言われ、今回の転用計画変更申請がなされております。

当初の計画と転用目的は同じで内容が大きく変わるものではありませんが、倉庫の規模や配置が変わるために、資金計画と見積書等は現在のものを確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 田5筆、畑1筆4, 615m²の売買で全体で800, 000円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

13番 平田委員 あっせんに出てた農地で、所有者である法人の社長が亡くなり、農業をすることができなくなってしまったため、全て農地を手放したいというものです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当

となりました。続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 田1筆1, 270m²の贈与となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

2番 長野委員 元々遠縁の方が小作で作っていた農地です。問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 畑3筆3, 686m²の売買で全体で1, 964, 000円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 父親が亡くなって相続されていた農地になります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 野口 1番については1, 996m²の田の1筆の売買希望です。買い手は決まっています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は牟田委員と平田委員の2名にお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については①658m²の田②272m²の畠③1, 058m²の田の3筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は、溝上委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については4, 896m²の田の1筆の売買希望です。買い手は決まっています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は、溝上委員と牟田委員と平田委員の3名にお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

＜事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明＞

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。